

3 報告事項

令和 2 年度 of 取組等について

- (1) 令和 2 年度当初課税の状況等について
- (2) 傷病手当金について
- (3) 国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症
関連）について
- (4) 今後の国保税改正スケジュール（予定）について

令和 2 年 8 月 安城市国民健康保険運営協議会

(1) 令和2年度当初課税の状況等について

① 国保税率 (3月議会上程、4月1日施行)

| 区分 | 医療分 | 後期分 | 介護分 | 計 |
|-----|--------------------|-------------------|--------------------|--------------------|
| 所得割 | 4.93% (▲0.26%) | 2.38% (+0.14%) | 1.97% (+0.21%) | 9.28% (+0.09%) |
| 均等割 | 20,180円 (▲870円) | 9,570円 (+550円) | 10,150円 (+990円) | 39,900円 (+670円) |
| 平等割 | 14,070円 (▲880円) | 6,670円 (+270円) | 5,160円 (+810円) | 25,900円 (+200円) |

② - 1 軽減措置 (6月議会上程、6月29日施行) ② - 2 限度額 (同左)

| 区分 | 基準 | 増加額 | 区分 | 限度額 | 増加額 |
|------|------------------------------|-------|-----|------|-----|
| 7割軽減 | 33万円 | — | 医療分 | 63万円 | 2万円 |
| 5割軽減 | 33万円 + 28.5万円 × (加入者数) 以下 | 0.5万円 | 後期分 | 19万円 | — |
| 2割軽減 | 33万円 + 52万円 × (加入者数) 以下 | 1万円 | 介護分 | 17万円 | 1万円 |
| | | | 合計 | 99万円 | 3万円 |

(1) 令和2年度当初課税の状況等について

③ 令和2年度納税通知書を7月15日に発送

| 項目 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|----------|---------------------|-------------------|
| 1人当たり課税額 | 120,059円 | 121,911円 |
| 前年度との比較 | ▲2,720円 (▲2.22%) | 1,852円 (1.54%) |
| 被保険者数 | 34,693人 | 33,888人 |
| 前年度との比較 | ▲1,417人 (▲3.92%) | ▲805人 (▲2.32%) |

(2) 傷病手当金について

① 概要

給与等の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又はその疑いがある場合に限る。）に、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務を予定していた日について、1年6月を超えない範囲で支給

② 予算

- ・ 歳入：県支出金－保険給付費等交付金特別交付金 1,000千円
- ・ 歳出：保険給付費－傷病手当金支給事務 1,000千円
- ・ 6月議会に議案、補正予算を上程、6月29日公布・施行

③ 周知方法

- ・ 広報あんじょう7月号・市公式ウェブサイト

④ 申請状況

- ・ 0件 （7/28現在）

(3) 国民健康保険税の減免（新型コロナウイルス感染症関連）について

①概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の負担を軽減するため国保税の減免を実施（国の財政支援10/10）

【対象保険税】

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期にかかる保険税

【対象となる世帯】

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等（事業収入、不動産収入、給与収入等）の減少が見込まれ、次の要件をすべて満たす世帯
 - ・世帯の主たる生計維持者のいずれかの事業収入等の減少見込額が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。
 - ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ・世帯の主たる生計維持者の減少見込みの事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【算出方法及び減免額】

- ・ 死亡等の場合：対象保険税の全額
- ・ 減収の場合：前年の合計所得金額などにより変わります。

| 前年の合計所得金額 | 対象保険税額 | 減免割合 |
|--------------------|--|---------|
| 300万円以下又は事業の廃止、失業等 | $\text{保険税額} \times \frac{\text{減少見込みの事業収入等の前年の所得金額}}{\text{主たる生計維持者と被保険者の前年の合計所得金額}}$ | 10 / 10 |
| 400万円以下 | | 8 / 10 |
| 550万円以下 | | 6 / 10 |
| 750万円以下 | | 4 / 10 |
| 1,000万円以下 | | 2 / 10 |

②周知方法

- ・ 市公式ウェブサイト、広報あんじょう 8月号、当初納税通知書同封チラシ

③申請受付期間

- ・ 7月15日から令和3年3月31日（予定）まで

④申請件数

- ・ 127件（7 / 28現在）

⑤減免専用コールセンター・受付窓口（～9月30日まで）

- ・ 電話番号0566-76-1451（平日9時から17時）
- ・ 受付窓口市役所本庁舎3階大会議室

(4) 今後の国保税改正スケジュール (予定) について

| 時 期 | 項 目 | 内 容 |
|------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 1 0 月 | 安城市予算編成開始 | 前年度の内容を基に予算要求 |
| 1 1 月 | 仮算定 | 国が示す仮算定係数を踏まえ県が試算 ⇒仮算定結果を踏まえ予算修正 |
| 1 2 月 | 資料送付 | 仮算定結果を踏まえた資料を各委員様宛に送付 |
| 1 月中旬 | 本算定 | 国が示す確定係数を踏まえ県が試算 |
| 1 月中旬 | 諮問書の送付 | 諮問書と本算定結果を踏まえた資料を各委員様宛に送付 |
| 1 月 2 1 日 | 第 2 回 安城市国保運営協議会 | 審議・答申 |
| 1 月下旬 | 安城市予算案確定 | 答申内容を踏まえ予算再修正 |
| 3 月・6 月 | 条例改正案等議会上程 | 答申内容を踏まえ条例改正・予算案審議 |